

個別入札公告例(電子入札方式・施工体制確認型総合評価落札方式・単体企業)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。
令和8年7月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

入札に付する工事の概要に関する事項		
工事年度・工事番号	令和8年度 県債公共街路 第3号	
工事名	文里湾横断道路（仮称文里湾横断道路橋下部その1）道路改良工事	
工事場所	田辺市 文里一丁目 地先	
工事概要	橋長642.0m 幅員6.0(14.0)m 橋梁下部工(P4橋脚) 1基 橋脚コンクリート 757m ³ 鋼管矢板基礎(φ1000mm、L=34.0m) 26本	
工期	760日間	
予定価格	事後公表	
予定価格(税抜き)	事後公表	
調査基準価格	設定有り・事後公表	
施工形態	単体企業	
本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE方式工事である。		
本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領(平成21年11月4日制定)に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。		
本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価する施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事である。		
本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。		
支払条件	前払金	有
	中間前払金	有
	部分払	有
契約の保証	要	
議会の議決	要	
各会計年度における請負代金の支払限度額	令和8年度 請負代金の約12%の金額 令和9年度 請負代金の約53%の金額 令和10年度 請負代金の約35%の金額	

入札に参加する者に必要な資格に関する事項		
対象業種	和歌山県の発注する建設工事の右の業種の	土木工事業等
入札参加資格を有する者であること。		
【ランク等】 格付け基準に規定する入札参加資格認定通知書において、対象業種欄に示した業種の入札参加可能ランクがAランクであり(入札参加可能ランク欄にAのみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中にAが含まれていれば該当する。)、かつ対象業種欄に示した業種の総合点数が西牟婁振興局建設部管内に主たる営業所を有する者については1,250点以上、その他の建設部等管内に主たる営業所を有する者にあつては1,300点以上であること。		
【地域要件】 和歌山県内に主たる営業所を有する者であること。		
【その他条件】 建設業法に基づき、対象業種欄に示した業種の特定建設業の許可を受け、継続して5年を経過している者であること。 なお、入札参加資格の承継が認められた者にあつては被承継者の特定建設業許可が継続されているものとみなし、承継者の許可期間に被承継者の許可期間を通算することができるものとする。		
【実績条件(施工実績)】 平成23年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した国、地方公共団体又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注による橋梁下部工事の施工実績を有すること。		
【実績条件(施工経験)】 平成23年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した国、地方公共団体又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注による橋梁下部工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての施工経験をもつ専任の監理技術者を本契約日時点で配置できる者であること。		
【実績条件の注意点(施工実績及び施工経験)】 当該工事の入札参加資格要件である施工実績及び施工経験において、和歌山県が発注した工事のうち工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績及び施工経験として認めない。		
【技術者在籍条件】 土木一式工事の監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受け、かつ建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に定める監理技術者講習の有効期間を経過していない者)が5名以上在籍すること。		

入札参加手続等に関する事項	
設計図書等に対する質問及び回答	
受付期間	令和8年8月6日(木)9時00分から令和8年8月10日(月)16時00分までの3日間
受付方法	実施要領に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
受付場所	和歌山市小松原通1-1 和歌山県県土整備部道路局道路建設課 電話番号 073-441-3092(直通) ファクシミリ番号 073-441-3091 e-mail e0802002@pref.wakayama.lg.jp
回答予定日	令和8年8月27日(木)
回答の閲覧方法	入札情報システムに掲載する。

入札等に関する事項	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	令和8年9月3日(木)9時00分から令和8年9月7日(月)17時30分まで
入札書等の提出について	
入札書は、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費を記載した工事費内訳書及び提案様式2(提案様式2に参考資料を添付する場合は参考資料を含む。)を添付のうえ電子入札システムにより提出しなければならない。	
入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票を入札書に添付するものとする。	
様式1から8、各様式に添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。なお、様式4から6及び8については、該当しない場合でも、該当無き旨記載の上、提出すること。また、様式7については該当がない場合は提出不要とする。	
提案様式2に参考資料を添付する場合で、入札書等の容量が3メガバイトを超える場合は、参考資料のみ、次の方法により提出すること。(ただし、参考資料を除く入札書等の容量が3メガバイトを超えることは認めない。) ・参考資料に表紙を付け、表紙に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、企業名、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載し、持参の上提出すること。 ・提出期間 令和8年9月8日(火)10時00分から11時00分まで ・提出先 和歌山県県土整備部道路局道路建設課 電話番号 073-441-3092(直通)	
開札日において、実施要領第12条第1号から第5号までのいずれにも該当しない者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。	

開札等に関する事項	
開札日及び開札予定時刻	令和8年9月8日(火) 10時00分
開札状況の公表日及び公表予定時刻	令和8年9月8日(火) 17時00分
落札予定日	令和8年10月29日(木)
入札結果の公表	落札決定後速やかに。
公表方法	開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

施工体制確認に関する事項	
開札後、施工体制確認型総合評価落札方式実施要領による聴取り調査の対象となった者には、実施要領に基づく追加書類等の提出を求め、聴取り調査を実施するものとする。	

低入札価格調査に関する事項	
開札後、低入札調査基準価格を下回っている者には、低入札要領に基づく関係様式の提出を求めるものとする。	

総合評価に関する事項	
総合評価の方法	
技術提案及び施工体制の内容に応じ、加算点及び施工体制評価点を与える。加算点の最高点数は24点、施工体制評価点の最高点数は15点、合計39点とする。	
標準点は100点とする。	
総合評価は、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。	
評価項目	
工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案	
橋脚躯体コンクリートの品質確保に関する提案	
鋼管矢板基礎の品質確保に関する提案	
工事における周辺水域への影響緩和対策に関する提案	
企業の施工能力	
過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値	

	配置予定技術者の能力	
	過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値	
	優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞若しくはインフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)受賞の有無又は令和5年度以降の主任(監理)技術者として従事した工事の和歌山県県土整備部優良工事表彰受賞若しくは近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)受賞の有無	
	継続教育(CPD)の取り組み状況	
	地域貢献	
	西牟婁振興局建設部管内の本店の所在の有無	
	「大規模災害時の応急対策業務取組」の状況	
	県産品、リサイクル製品の積極利用	
	施工体制の確保	
	施工体制確保の確実性	
	品質確保の実効性	
評価項目の詳細は技術提案作成要領による。		
技術提案は確実に施工ができるものとする。		
技術提案に記載のない場合、また適正と認められない場合は失格とすることがある。		
過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。		
受注者の責で採用された技術提案のとおりに施工が成されなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。さらに、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額若しくは損害賠償請求を行う場合がある。また、引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、工事成績評定の減点を行うとともに、上記と同様の措置等を課す場合がある。		

契約に関する事項	
	技術提案の内容に基づく設計変更は行わないが、契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、変更契約の対象とし、技術提案の内容の見直しを行うものとする。

注意事項	
	開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく技術提案の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。
	この公告に関して訂正事項がある場合は、令和8年8月27日(木)までに入札情報システムのこの公告案件の添付ファイル一覧に「訂正のお知らせ」として掲載する。

共通入札公告(電子入札方式・総合評価方式・単体企業)

和歌山県が公告する建設工事に係る条件付き一般競争入札の個別入札公告に規定する項目の他、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式。ただし総合評価方式によるもので、共同企業体による参加を認めないもの。)による各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に付する工事の概要に関する事項	
	本工事は、電子入札の対象工事である。
	本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
	和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
	和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
	和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
	会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
	格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。
	談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
	本件工事に係る設計業務等の受託者又は受注者でないこと。
	以下に定める届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
	同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 ① 子会社等と親会社等の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 (イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) その他入札の適正さが阻害されうと認められる場合 ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合 ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
	運用基準第4項に規定する利用者登録を行った者であること。

入札参加手続等に関する事項	
	本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。
	現場説明会は、行わない。
	技術提案作成要領は、入札情報システムに掲載する。
	設計図書等は、入札情報システムに掲載する。

入札等に関する事項	
	入札書等の提出について
	入札書等は、電子入札システムにより提出すること。
	入札書等は、入札書受付票が電子入札システムから発行されたことをもって提出されたものとする。
	提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
	一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
	入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	実施要領第12条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

審査に関する事項	
	入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された技術提案等により行う。
	一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

総合評価に関する事項	
	落札者の決定方法
	入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、個別入札公告の「総合評価の方法」に示した計算によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者は除くものとする。
	入札執行者は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

契約に関する事項	
	落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。 ただし、仮契約を行うものについては、落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当し取り消されたとき、又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。
	低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。 ・契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。 ・土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。

注意事項	
	工事費内訳書及び入札担当者連絡票の様式については、電子入札システムの「電子入札運用基準・様式・実施要領等」に掲載する。
	電子入札システムにより提出する書類は、運用基準に規定するアプリケーションソフトを使用し、かつ、当該アプリケーションソフトのファイル形式により保存すること。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義	
	「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム(https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/)をいう。
	「電子入札システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html)をいう。
	「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。
	「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。
	「格付け基準」とは、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(平成19年11月13日施行)をいう。
	「運用基準」とは、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年6月1日施行)をいう。
	「実施要領」とは、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領(平成19年6月1日制定)をいう。
	「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
	「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
	「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
	「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。
	「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
	「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
	「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。

「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
「管財人」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。
「システムによる技術提案」とは、総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して電子入札システムにより提出を求める書類をいう。
「意向確認書」とは、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
「入札書等」とは、入札書並びに入札書に添付する工事費内訳書、システムによる技術提案及び意向確認書をいう。
「低入札要領」とは、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年5月23日制定）をいう。